

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び  
特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき  
自動車運送業分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が告示で定  
める基準を定める件（案）の制定について

令和6年10月  
物流・自動車局  
企画・電動化・自動運転参事官室  
貨物流通事業課  
旅客課

## 1. 制定の趣旨

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）において、法務大臣が特定産業分野に指定した分野に従事する活動（以下「特定技能」という。）を在留資格の一つとしており、特定技能外国人の受入れ等に係る基準については、全分野共通の基準の他に、必要に応じて分野ごとに追加基準を告示で定めることができる。

今般、自動車運送業分野が特定産業分野に指定されたことに伴い、自動車運送業分野について当該基準を定める必要がある。

## 2. 告示の内容

### （1）特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が満たすべき基準

特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当すること。

- ① 自動車運送事業（第二種貨物利用運送事業を含む。）を営む者であること。
- ② 運転者職場環境良好度認証制度に基づく認証を受けた者又は安全性優良事業所の認定を受けた事業所を有する者であること。
- ③ 旅客自動車運送事業に従事しようとする特定技能外国人に対し、新任運転者研修を実施すること。
- ④ 国土交通省が設置する自動車運送業分野に係る特定技能外国人の受入れに係る協議会の構成員であること。
- ⑤ 協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑥ 国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑦ 登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の実施を委託する場合にあっては、④から⑥までのいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。

### （2）申請人の基準

- ① 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこと。
- ② 旅客自動車運送事業に従事しようとする者にあつては、新任運転者研修を修了していること。

### （3）その他所要の規定の整備

## 3. 今後の予定

公布：令和6年11月（予定）

施行：公布の日（予定）